

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五百平方メートル以上とする特例措置の適用期間を平成三十四年三月三十一日までの三年間延長するものとする。

(附則第一条の三関係)

第二 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、三大都市を対象とする特例措置の適用期間を平成三十四年三月三十一日までの三年間延長するものとする。

(附則第一条の四関係)

第三 この政令は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。